

「役員の金融取引等に関する特則」の制定等について

2006年7月21日

日本銀行

日本銀行では、本日、「役員の金融取引等に関する内部規程等の見直しに関する諮問会議」より提出された答申に基づき、「役員の金融取引等に関する特則」（別紙）を政策委員会で決定しました。

「役員の金融取引等に関する特則」のポイントは別添のとおりです。本特則は、本日より実施しますが、設立を準備中の第三者機関（「金融取引等審査会」）に関わる部分は、所要の準備が整い次第の実施となります。

現在在任中の総裁、副総裁および審議委員の資産公開については、特則の規定に準じて、原則として、本年6月末を基準に9月末までに行います。

以上

本件に関する照会先

日本銀行総務人事局 03-3277-2055